

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

令和2年3月議会において、国民健康保険税の税額を引き上げる内容の条例改正を行いました。新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小、休業等の市民生活への影響、国民健康保険特別会計の収支見込み、基金残高に鑑み、令和2年度から令和5年度までについては、課税の特例措置を適用し、当該引上げの緩和を行いました。

令和6年度の課税については、国民健康保険特別会計の収支見込み、基金残高を考慮して、当該特例措置の一部を延長して適用するため、所要の改正を行おうとするものです。

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	保険税	1,589,623	1,518,699	1,416,540	1,395,501
	保険基盤繰入金	431,437	433,533	413,680	393,273
	基金繰入金	0	0	0	109,099
	繰越金充当	0	0	59,393	0
歳出	国保事業費納付金	1,940,383	1,806,468	1,889,613	1,897,873
差引		80,677	145,764	0	0

基金積立	106,323	135,398	60,507	-109,099
基金残高	254,904	390,303	450,810	341,711

※令和5年度、6年度は見込額です。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. 主な改正内容

令和2年度から令和5年度までにおける国民健康保険税の課税の特例措置のうち、均等割額及び平等割額に係る特例措置を、令和6年度の課税についても延長して適用します。(所得割額に係る特例措置は延長しません。)

【参考】国民健康保険税率等

		所得割額	均等割額	平等割額
税額算定基礎		加入者の前年中の 総所得金額等— 基礎控除額に対して	世帯の加入者数 に応じて（一人 当たり）	1世帯当たり
医療分	本来税率	8.96%	26,400円	24,200円
	令和2～5年度 特例措置税率	8.22%	24,600円	23,100円
	令和6年度 税率	8.96%	24,600円	23,100円
後期高齢者 支援金分	本来税率	2.64%	8,600円	8,000円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.58%	8,400円	7,800円
	令和6年度 税率	2.64%	8,400円	7,800円
介護分	本来税率	2.30%	9,900円	5,600円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.14%	9,300円	5,500円
	令和6年度 税率	2.30%	9,300円	5,500円

 内が特例措置の継続部分

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。